修正内容一覧

資　料　1

＜全般的な事項＞

○文章中，表中の体裁を整えました。
（例）　文頭の※を●や注に変更、図表の数値を見やすく、数字の半角・全角の調整　など

○解説が必要な用語について
　初めて登場する解説が必要な用語に※印を付しました。

○以下、修正個別事項
＜個別事項＞

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
1	目次	最下部の枠	目次	●本計画で使用している用語の解説について 本計画では、※印を付した用語は資料編にて解説しています。詳細は資料編「用語解説」をご参照ください。なお※印は用語が初めて登場する箇所に付しています。 を追記。
2	8	表内令和７年の数値	8	抜けていた情報を追記。
3	10	「１８歳未満」は１％未満に	10	「１８歳未満」は１％以下に
4	14	令和７年度は減少に転じています。	14	令和５年度は減少に転じています。
5	15	図表下部	15	在籍児童数について、対象外としていた施設を含めたため、前期計画と数値が異なります。 を追記。
6	16	令和４年度から令和５年度は増加していますが、令和６年度には減少し、また令和７年度には増加しています。	16	全体的には増加傾向にあります。 に変更。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
7	17	在籍児童・生徒数 令和３年度 57　令和４年度 61	17	前期計画時の数値に修正。 令和３年度 60　令和４年度 63
8	20	表内、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターの欄	20	（年度末時点の配置人数）を追記。
9	20	医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター（年度末時点の配置人数） 令和５年度実績値、令和６年度実績値、令和７年度実績値 各１	20	令和５年度実績値、令和６年度実績値、令和７年度実績値 各２ に修正。
10	20	⑤ 障がい児通所支援 児童発達支援および障がい児相談支援は、令和６年度以降計画値を上回りました。また、 放課後等デイサービスは、延利用日数が令和７年度に計画値を下回り、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターは、計画値を下回りました。	20	児童発達支援は、令和６年度以降計画値を上回りました。障がい児相談支援は、計画値を上回りました。また、放課後等デイサービスは、延利用日数が令和７年度に計画値を下回りました。医療的ケア※児に対する関連分野支援コーディネーターについては、計画通りに配置されています。 に変更。
11	24	②　訪問入浴サービス	24	また令和６年度から令和７年度は実人員数が増加したため、延利用回数が大きく増加しました。 を追記。
12	24	③　日中一時支援	24	日中一時支援は、の後に、 令和５年度から令和６年度の延利用日数においては、計画値を上回りました。また を追記。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
13	42	図表 27 R5/前回調査の数値。左から n=463、7.8、29.8、60.7、1.7	42	左から、 n=617、5.3、19.1、63.7、11.8 に修正
14	42	図表 28 R5/前回調査の数値。左から n=463、8.4、20.5、69.1、1.9	42	左から、 n=617、3.9、12.2、72.8、11.2 に修正
15	44	図表 31 障がいがある人との市民交流により理解と参加をすすめる R5 の数値 23.7	44	17.5 に修正
16	61	(1)の２段落目 日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。	61	日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けることがあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、障がい者一人ひとりの意思や希望を尊重し、自己決定を支えるための必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。 に変更。
17	61	(2)の 1、2 段落目 また、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「サービス利用の手続きの簡素化」、「相談体制の充実」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の３つが前回（令和５年度）と同様に上位３項目を占めています（Ｐ４８・図表３７参照）。 　そのため障がい者やその家族に対し、ライフステー	61	また、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「サービス利用の手続きの簡素化」、「相談体制の充実」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の３つが前回（令和５年度）と同様に上位３項目を占めており（Ｐ４８・図表３７参照）相談支援体制の充実や情報提供の改善、各種手続きの負担軽減が引き続き重要な課題となっています。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
		ジ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。		こうした状況を踏まえ、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者やその家族に対し、ライフステージ※、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。あわせて、各種サービスの利用手続きの簡素化など、障がい者やその家族の負担軽減に向けた取組に努めます。 に変更。
18	61	(3)の3段落目 また精神障がい者の地域移行において入院生活から地域で暮らすために必要な支援では、身体障がい者では「地域の方々の理解」(45.9%)、知的障がい者では「医療との連携支援」(55.3%)、 精神障がい者では「医療との連携支援」、「住まいの支援」(66.7%) が最も多くなっており、	61	また精神障がい者の地域移行において入院生活から地域で暮らすために必要な支援では、全ての項目で「必要」と回答した数は精神障がい当事者が最も多く、保健・医療・福祉・住まい・就労等の包括的な支援が必要であり、 に変更。
19	62	４）社会的障壁の除去および合理的配慮の普及	62	(４）社会的障壁の除去および合理的配慮の推進
20	62	(4)3段落目の下から1行目 義務化されており、一層普及に向けた取組が必要となります。	62	義務化されました。 に変更。
21	62	(4)の4段落目 インクルーシブ教育について～Ｐ５５・図表５０参照)。	80	80ページに移動。
22	62	(4)の5段落目 このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、より一層の啓発や理解促進に努めます。	62	このため、障害者差別解消法や合理的配慮の具体例を示すなど、市民や事業者等に対する啓発活動を一層推進し、障がいへの理解推進と差別の解消を目指します。 に変更。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
23	67	今後の具体的な取り組み④ チームオレンジ（林田公民館・松山公民館）の活動について、令和７年度は林田公民館での活動を行っていましたが、令和８年度は松山公民館でも活動を行う予定。（年２回）	67	認知症のかたやそのご家族の活動や支援を目的として、令和７年２月にチームオレンジを結成しました。坂出市内におけるチームオレンジの活動は、令和８年度に１か所増え、計６か所で活動を行っています。今後も月１度を目途に活動を行う予定です。 に変更。
24	72	(1)の現状と課題の４段落目 また、市政出前講座等で地域に出向き、市が推進するウォーキングについて正しい知識と実技指導の教育を実施しています。	72	削除。
25	72	今後の課題と取組① （けんこう課）	72	（けんこう課、かいご課）
26	73	取り組み指標のＣ各種がん検診 令和７年度基準値（実績値 令和７年度） 肺がん 15.9、子宮頸がん 15.5、乳がん 17.7	73	肺がん 16.0、子宮頸がん 14.6、乳がん 16.8 に修正。
27	74	(2)の現状と課題の３段落目 新型コロナウイルス感染症の際の困りごとについて、身体障がい者の約１割	74	新型コロナウイルス感染症の際の困りごとについて、身体障がい者の約２割
28	76	(3)の現状と課題の２段落目 本市では、令和元度に	76	本市では、令和７年度に
29	76	(3)の現状と課題の２段落目 「坂出市自殺対策計画」	76	「第２次坂出市自殺対策計画」
30	78	(1)の現状と課題の２段落目 保護者の相談・教育・グループミーティングを行い、	78	保護者の相談・教育などを行い、 に変更。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
31	79	今後の具体的取り組み② ・けんこう課と連携し、	79	・庁内で連携し、
32	82	取り組み指標ｄ 特別支援教育支援員(配置率(%)) 幼稚園 実績値　令和５年度 100、令和６年度 100	82	幼稚園・こども園 実績値　令和５年度 76、令和６年度 71
33	82	取り組み指標ｄ 特別支援教育コーディネーター(配置率(%))	82	幼稚園・こども園の行(実績値 100)を追記。
34	82	取り組み指標ｅ タブレット導入事業（実施校数） 令和 14 年度目標値　9	82	令和 14 年度目標値　10 に修正。
35	88	取り組み指標ｄ 医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター（配置人数） 令和 11 年度中間値 2、令和 14 年度目標値 2	88	令和 11 年度中間値 3、令和 14 年度目標値 3 に修正。
36	90	(4)の現状と課題の１段落目 「自分が働いた給料」は約２割と少ない状況で	90	「自分が働いた給料」は約３割と少ない状況で
37	92	(1)現状と課題の最終段落 令和８年７月より 2.7%へ引き上げられます。	92	令和８年７月より 2.7%へ引き上げられました。
38	95	取り組み指標ａ 本市における障がい者の職員雇用率の市長部局および、教育委員会	95	統合して、本市における障がい者の職員雇用率（%） とした。数値も修正。
39	99	(2)現状と課題の１段落目 障がい福祉サービスのうち、相対的ではあるものの、「移動支援」や「同行援護」、「行動援護」への一定のニーズがうかがえ（Ｐ３２・図表１１参照）	99	障がい福祉サービスのうち、「移動支援」や「同行援護」、「行動援護」も一定のニーズがあり（Ｐ３２・図表１１参照） に変更。
40	102	今後の具体的取り組み① ・都市公園トイレ洋式化、多目的個室の設置	102	、多目的個室の設置 を削除。

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
41	105	(5)の現状と課題の１段落目 また、意思疎通の困難なかたの適切な医療情報を取得するためにマイナンバーカードやＫ－ＭＩＸＲ ＢＡＳＩＣなどの医療情報ネットワークの活用方法の検討を行う必要があります。	105	また、マイナンバーカードを使用し、適切な医療情報を取得しています。 に変更。
42	114	(3)の現状と課題の最終段落後	114	なお、令和８年６月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により、成年後見制度の見直しがある点については、関係機関との連携を図りながら適切に対応してまいります。 を追記。
43	117	(2)の【国の基本方針】の○2 つ目 ○精神病床における１年以上入院患者数	117	○精神病床における１年以上入院患者数の目標値の設定
44	117	●1 つ目 ●精神病床にかかわる項目については、本市にて入院者や入院日数等の把握が困難であることから、数値目標は設定せず、圏域の保健・医療・福祉関係者が参加して、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。	117	●精神病床に係る項目については、中讃東圏域の保健・医療・福祉関係者の協議・連携を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、精神障がい者が地域で安心して暮らせる支援体制の充実を図ります。 に変更。
45	117	●3 つめ ●Ｋ６による住民のこころの状態把握についても、関係部署と連携し目標値をめざします。	117	●Ｋ６による住民のこころの状態把握についても、継続してまいります。
46	118	(3)●2 つ目 ●協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置については、関係機関と協力して圏域に 設置していくことをめざします。	118	●協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置することについて、地域自立支援協議会に属する関係機関と協力して圏域内に設置していくことをめざします。 に変更。
47	120	(4)の【国の基本指針】の○1 つめ ○４つの中核機能を確保:インクルージョン推進のための協議の場の設置	120	3 項目目に移動し、 ○児童発達支援センターの中核機能（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
				事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）の確保、およびインクルージョン推進のための協議の場の設置 に変更。
48	120	●2 つ目 また、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを２名配置しており、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう体制を維持します。	120	また、現在２名配置している医療的ケア児等に対する関連分野支援コーディネーターについて、引き続き配置体制を維持するとともに、専門職員の増員を目指し、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の充実を図ります。 に変更。
49	120	●3 つ目 ●中核機能の確保（インクルージョン推進のための協議の場の設置）については、関係機関 と連携し児童発達支援センター設置に取り組みます。	120	●児童発達支援センターの中核機能の確保およびインクルージョン推進のための協議の場の設置については、本市に児童発達支援センターが設けられていないことから、今後も関係機関と連携し、体制の確保に努めます。　に変更。
50	121	(5)の【国の基本方針】	121	２つに分かれた【国の基本方針】を１枠に統合し、①　地域生活支援拠点等が有する機能の充実　②　強度行動障がい者への支援体制の充実　を削除。
51	121	●3 つ目 ●強度行動障がい者への支援体制の整備についても、自立支援協議会において協議を進めます。	121	●強度行動障がい者への支援体制の整備については、地域自立支援協議会において協議を進めます。
52	121	下部表の標題 （参考）地域生活支援体制の整備状況	121	（参考）地域生活支援体制の整備状況等
53	122	(6)の【国の基本方針】の○1 つ目 ○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等	122	○各市町村において、基幹相談支援センターの設置・強化等

No.	前回頁	修正前	今回頁	修正後
54	122	●1つ目 圏域内の相談支援専門員に	122	 中讃東圏域内の相談支援専門員に
55	122	下部表の標題 （参考）相談支援体制の整備状況	122	 （参考）相談支援体制の整備状況等
56	127	■見込量確保のための方策の2段落目 必要な情報を提供することで、施設拡充の促進を図ります。	127	 必要な情報を提供し、地域の実情に応じた整備を図ります。 に変更。
57	131	イ　基幹相談支援センター等機能強化事業	131	イ　基幹相談支援センター機能強化事業
58	131	■事業の見込量(年間) 協議会の実施回数～協議会における個別事例の参加機関数	137	削除。137ページに同じ表あり。
59	145	用語説明「か」	145	Ｋ６ 　うつ症状や不安症状などの心理的ストレスの程度を把握するための指標のこと。過去 30 日間の心の状態について６項目の質問に回答し、その合計点により精神的健康状態を評価。国民生活基礎調査においても活用されており、点数が高いほど心理的ストレスや精神的負担が大きい可能性を示す。 を追記。
60	145	Ｋ－ＭＩＸ Ｒ ＢＡＳＩＣ	145	削除。